

預金商品概要説明書

2025 年 10 月 1 日現在

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	成年後見制度をご利用されているお客さまのうち、奈良家庭裁判所より後見制度支援預金契約締結の「指示書」の発行を受けた個人のお客さま ※「補助」「保佐」「任意後見」ご利用のお客さまは対象外
3. 預金種類	普通預金 または 無利息普通預金（決済用預金）
4. 期間	定めなし
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	▷ 口座開設時の入金は「指示書」で定められた金額。 ▷ 口座開設後の入金は随時入金可能。 ▷ 1 円以上 ▷ 1 円単位
6. 払戻方法	「指示書」の定めに基づき随時払戻可能。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	▷ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ※無利息普通預金の場合はお利息は付きません。 ▷ 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に支払います。 ※無利息普通預金の場合は対象外です。 ▷ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 ※無利息普通預金の場合は対象外です。 ▷ 個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) ※ただし、2013 年から 2037 年までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税 (0.315%)」が付加されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率が適用されます。なお、税率は、法令等により変更になる場合があります。
8. 手数料	口座開設手数料：16,500 円（消費税込） ※口座開設時に一括前取で受入
9. 付加できる特約事項	▷ 「指示書」の定めに基づき、成年後見制度をご利用されているお客さまの当行預金口座への「定額自動送金」の申込が可能。（別途「定額自動送金」の規定手数料要）
10. 解約時の取り扱い	「指示書」の定めに基づき随時解約受付可能。ただし、預金者の死亡などにより預金者が法定後見制度の適用外となった場合は、「指示書」の提出は不要。 ※特定の事情がある場合、「指示書」によらず当行で解約を実施する場合があります。
11. 預金保険制度	定額保護の対象となります。なお、無利息普通預金（決済用預金）の場合は、全額保護対象預金に該当します。

12. 制約事項	▷ 「指示書」の有無によらず、以下のお取引は不可 ・キャッシュカードの発行 ・本預金附帯の各種カードの申込 ・＜ナント＞ダイレクトの申込 ・WEB通帳の申込み ・照合表口等の無通帳口座の申込 ・南都銀行アプリのご利用 ・各種料金等の自動支払 ▷ 「指示書」の有効期限は指示書発行日の翌日を起算日として3週間以内（有効期限最終日が休日の場合、翌営業日まで取扱可）、有効期限を超過した場合は受付不可。
12. その他参考となる事項	取扱店舗は預金者の既取引店のみ
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772